

は栽培試験を通じ区別性、均一性、安定性について判定を行う。また、審査官が必要と認めるときには育成者の育成圃場で出願品種を審査する現地審査制度を活用することができる。審査官が審査した結果、出願品種が品種保護要件を取り揃えていると認められるときには品種保護決定を行う。

方式審査

方式審査とは、品種保護出願書などを受付した後、当該書類が法令で定める所定の要件を取り揃えているかについて審査することを言う。審査の結果、当該書類が法令に定める方式に違反したり品種保護料または手数料を納付しない場合には補正を命じたり不受理処分する。

書類審査

書類審査は方式審査とは異なって、出願が品種保護要件を取り揃えているかについて審査官の実質的な審査が始まることを言う。新規性および品種名称具備要件に対する審査がこれに該当する。

-新規性の審査

品種の新規性とは、既に知られていない新たな品種を言う。ある品種が品種保護出願日以前に韓国では1年、その他の国では4年以上(果樹および林木の場合には6年以上)当該種子または収穫物の利用を目的として譲渡されていない場合には当該品種は新規性を持つものと認める。

-品種名称の審査

品種は異なる品種と職別ができるように1品種当り1つの固有な品種名称を持たなければならない。従って、韓国または外国でAという品種名称と登録された品種は、世界どの国でもその名称を使用しなければならない。植物新品種保護法から品種保護を受けるため出願する品種、国家品種目録に掲載されるため申請する品種、種子を生産・輸入・販売するため申告する品種は、同法で定める手順により品種名称登録原簿に登録された品種名称を使用しなければならない。

栽培審査

品種保護出願された品種が区別性、均一性および安定性を具備しているかに対する評価(DUS-Test)は、審査官が栽培試験結果を根拠に判断する。審査官が書類審査後、栽培審査を行うと判断した際には審査計画を立案し、栽培試験方法を決定しなければならない。栽培試験には国立種子院特性検定圃場で実施する国家栽培試験、出願者の圃場で審査官が直接現地訪問して調査する現地試験および当該作物の試験研究機関または大学などに試験を委託する委託試験と区分される。

拒絶理由通知および拒絶決定

-拒絶理由

1. 国内に住所や営業所を持たない在外者が品種保護管理人によらないで出願する場合

2. 出願品種が品種保護を受けることができる植物の属または種に属していない場合
3. 出願品種が品種の保護要件を具備していない場合
4. 出願者が持つべき資格として育成者またはその承継人であるべきだがそのいずれでもない場合
5. 在外者のうち外国人として品種保護権利を享受できない者が出願した場合
6. 先願の規定を違反して出願された場合
7. 同一品種に対して二人以上が品種保護出願を行った場合、二者間に協議が成立しなかったり同一人から承継した同一品種に対して二人以上が承継に関して同一日に申告したが、申告者間に協議が成立していない場合
8. 公務員が職務上育成・発見して開発した品種を国家または地方自治団体以外の人が出願した場合
9. 品種保護を受けることができる権利が共有であるが共有者全員が共同で品種保護出願を行わない場合
10. 出願することができる権利がない者により出願された場合
11. その他条約に違反した場合

-拒絶決定

審査官は審査対象である品種保護出願が拒絶理由に該当する時には、その理由を挙げ、その品種保護出願に対して拒絶決定をしなければならない。ただ、拒絶決定を行うときにはその出願者に拒絶理由を通知して期間を定め意見書を提出する機会を与える。拒絶理由通知に対して審査官の再考を要する意見または資料、情報を提出しようとするときには意見書を提出する。

提出された品種名称に対して審査官から拒絶理由通知を受けた申請者は、所定の様式に準拠し、新しい品種名称を提出する。審査官の拒絶理由に対して法適用の誤りなどの理由で意見や証拠などを提出しようとする場合にも、所定の様式に準拠し、品種名称登録拒絶理由に対して意見書を提出する。

◆ 仮保護の権利

出願公表があるときには、その出願した品種は出願公表日から品種保護権の効力が発生したものとみなす。

その結果、品種保護出願者は、出願公表日から業として品種保護出願された当該品種に対して実施する権利を独占する。ここで実施というのは、保護品種の種子を増殖・生産・調製・譲渡・貸与、輸出または輸入・譲渡または貸与の請約(譲渡または貸与のため展示を含める)を行う行為をいう。

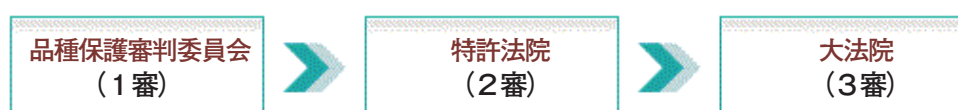
合わせて、仮保護権者の権利を侵害した者または侵害が懸念される者に対してその侵害の禁止または予防を請求することができる権利侵害に対する禁止請求権、故意または過失により仮保護権者の権利を侵害した者に対する損害賠償請求権、故意または過失により他人の仮保護権を侵害することで業務上の信用を落とす者に対して、損害賠償に代えるか損害賠償と

共に仮保護権者の業務上の信用回復のため請求する信用回復請求権など刑事的責任と民事的請求権を行使することができる。

※ 2005年3月11日以前に出願した品種に対しては出願公告日から仮保護権が発生

◆ 品種保護審査制度

植物新品種保護法では品種保護の高度の専門性および国民の権益保護などを考慮し、一般争訟手順と同じく3審制度を運営しながらも専門性を持つ審査委員により迅速公正な審判が行えるようにする。



品種保護に関する審判と再審を管掌する品種保護審査委員会は海洋水産部に設置され、審査は3人の審査委員から構成される合議体で行う。審査官の決定に不服な者は品種保護審査委員会に審査を請求することができる。審査の種類には拒絶決定に対する審査、品種保護決定に対する無効審査がある。

品種保護審査委員会が確定した審決に対して不服を申し立てる者は、再審を請求することができる。審決に対する訴えと品種保護出願書、審査請求書または再審請求書の補正却下決定に対する訴えは、特許法院の専属管轄として行っており、特許法院に対する訴えは審決または決定の謄本を送達された日から30日以内に提訴しなければならない。特許法院の判決に対しては大法院に上告することができる。

④ 品種保護権の効力

◆ 品種保護権の存続期間

品種保護権が設定、登録されると品種保護権登録証が出願者に送付され、このときから品種に対して独占的な権利が発生する。保護権者は保護期間の間、毎年品種保護料を納付しなければならない。品種保護権の存続期間とは、品種保護権者が保護品種を独占的に実施することができる期間をいう。

植物新品種保護法では、品種保護権の存続期間は品種保護権が登録された日から20年間となっており、永年作物である果樹および林木の場合のみ例外的に25年間となっている。従って、品種保護権の存続期間が経過した後は、その品種保護権は消滅し誰でも当該保護品種を自由に利用したり実施することができる。

◆ 品種保護権の効力

品種保護権者はその保護品種の実施権を独占する。また保護品種の種子の収穫物から直接製造された産物に対しても実施する権利を独占する。これは育成者の権利保護を強化している世界的な趨勢によるものである。米菓子を作るとき米菓子の材料と使用した米が品種保護

権者の許諾なしで品種の種子から収穫されたら、その米菓子に対しては品種保護権者が権利を持つべきである。ただ、収穫物に関して正当な権限がないことを知らない者が直接栽培した産物については例外を認めているが、これは善良な栽培者を保護するためである。

品種保護権の効力が及ぶ範囲

-地域的範囲

植物新品種保護法による品種保護権の効力は、原則的に国内のみその影響が及ぶ。もし育成者が外国でも品種保護権を実施するなら、その国の関連法により品種保護出願を行って品種保護権が許与されるべきである。従って、締約国の保護品種であっても、国内で品種出願を行い品種保護権を許与されているなら国内で品種保護を受けることができる。

-視覚的範囲

品種保護権は、存続期間中のみその効力が及ぶ。従って、品種保護権の存続期間が満了されたり品種保護権の放棄、品種保護料不納などで品種保護権が消滅したときにはそのときから効力も喪失する。

-実体的範囲

品種保護権の効力は、保護された品種のみに及ぶ。その場合、保護品種に基本的に由来した品種であるか、保護品種を反復して使用することで種子生産が可能な品種は保護品種と認める。DNAの組み替えのような特殊育成方法を利用し、一つの特定形質のみ異なるようにしたときには当該品種も保護品種として認める。

品種保護権の効力が及ばない場合

品種保護権者は業としてその保護品種を実施する権利を独占しているが、次の場合には品種保護権の許諾なしでその権利を実施することができる。- 家庭の畑で趣味生活として野菜を栽培するなど非営利の目的で自家消費のための保護品種の実施。この場合でも自家消費分以外に余分の生産量を販売するときには品種保護権者の許諾を受けなければならない。- 実験または研究のための保護品種の実施 - 異なる品種を育成するための保護品種の実施。

保護品種を育種材料として自由に利用することができるが、保護品種を反復することで種子生産が可能な品種を育成する行為は品種保護権者の許諾を受けなければならない。

◆ 品種保護権の侵害

品種保護権者や専用実施権者は、自己の権利を侵害したり侵害する恐れがある者に対してその侵害の禁止または予防を請求することができる。請求するときには侵害行為を組成した物の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他侵害予防に必要な行為を請求することができる。品種保護権者または専用実施権者の許諾なしで、他人の保護品種を業として実施する行為、他人の保護品種の品種名称と同一か類似の品種名称を該当保護品種が属する植物の属または種の品種に使用する行為を行った者は、7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処する。侵害罪は、親告罪として品種保護権者などから品種保護権侵害を理由に告訴があることで侵害者を処罰することができる。このような告訴は犯人を知った日から6ヶ月

以内に行わなければならない(刑事訴訟法第230条)、判決宣告前までこれを取り下げることができる。

⑤ 特許法との比較

◆ 植物新品種関連知的財産に対する関連法：品種保護制度と特許

＜ 植物新品種保護制度と特許制度の比較 ＞

項目	植物新品種保護法	特許法
目的	農業の発展	産業の発展
保護目的物	植物の品種	特許権
保護対象範囲	有性・無性繁殖植物	- 有・無性繁殖植物と不関係なく植物発明保護 - 産業上利用可能な発明
審査	書類審査、栽培審査	書類審査
保護要件	新規性、区別性、均一性、安定性、固有な品種名称	産業上利用可能性、新規性、進歩性、反復可能性
- 育種家権利範囲 - 権利範囲例外 - 実験目的 - 育種材料利用 - 自家採種	- 法に定める範囲による - 許諾必要なし - 育種家例外認定(許諾必要なし) - 農夫権一部認定(許諾必要なし)	- 申請範囲により異なる - 権利者の許諾要する - 権利者の許諾要する - 権利者の許諾要する
出願者の国籍	自国内に住所を置く者(外国人の場合は代理人)	国・内外人可能
権利存続期間	登録後20年(果樹、林木は25年)	特許権設定登録があった日から特許出願日後20年
権利存続期間延長	不可能	可能

(3) 品種保護出願

① 品種保護出願

◆ 品種保護出願

新しく育成した作物の新品種に対して商業的独占権である **品種保護権** を受けるため **品種保護出願書を作成して提出** すること

- ・ **種子**：増殖用、栽培用または養殖用に使う種、キノコ種菌、苗木、孢子または栄養体である葉・枝・根などをいう
- ・ **品種**：植物学で通用される最低分類単位の植物群として、植物新品種保護法第16条による品種保護要件を具備しているかは関係なく遺伝的に表す特性中一つ以上の特性が異なる植物群と区別され、変わらなく増殖できること
- ・ **品種育成**：新品種を育成または発見して開発すること

自然に単純発見したもののみでは「育種」と認められず、「開発」は“増殖と評価(propagation and evaluation)”の過程で必ず発見された植物体自体に若干の変化が起こらなければならない。従って、変化していない植物体の増殖は「開発」として認められない。

- ・ **育成者**：品種を育成した者か、これを発見して開発した者
- ・ **品種保護権**：品種保護出願して植物新品種保護法により登録された権利
- ・ **品種保護権者**：品種保護権を持つ者で、業として保護品種を実施する権利を独占する
- ・ **保護品種**：植物新品種保護法により品種保護要件を具備し、審査官により新品種として認められて品種保護権が与えられた品種
- ・ **実施**：保護品種の種子を増殖・生産・調製・譲渡・貸与・輸出または輸入したり譲渡または貸与の請約(譲渡または貸与のための展示を含め)を行う行為

◆ 品種保護出願対象作物

2012年1月7日から全ての植物が品種保護出願の対象作物である。ただし、作物の用途により農業用は国立種子院、山林用は山林庁の国立山林品種管理センター、海藻類は国立水産科学院の水産植物品種管理センターで出願を担当している。

- ・ 山林用：山林庁国立山林品種管理センター(043-848-3314~6/忠清北道忠州市水安堡面水回里路 72)
- ・ 海藻類：国立水産科学院水産植物品種管理センター(061-280-5399/全羅南道木浦市統一大路130)

◆ 品種保護要件

新規性(Novelty)

- 新品種：品種が国内で1年、外国では4年(果樹、林木6年)以上、該当種子または収穫物が利用を目的として譲渡されないもの
- 公知の品種(品種保護対象作物として新規指定された作物)：既に流通中であつたり公知の品種は、品種保護対象作物として指定された日から1年以内に出願する場合、新規性を認める

区別性(Distinctness)

- ・ 品種保護出願日以前まで一般人に知られている品種と一つ以上の特性が明確に区別できるもの

均一性(Uniformity)

- ・ 品種の本質的な特性がその品種の繁殖方法上、予想される変異を考慮した状態で十分に均一な場合として、品種の集団内で異形株数が許容可能な範囲内にあること

安定性(Stability)

- ・ 反復的な増殖後にもその品種の本質的な特性が変わらないもの

品種の名称(Denomination)

- ・ 全ての品種は一つの固有な品種名称を持たなければならない

② 処理手順

◆ 処理手順

品種保護出願処理手順	
1. 新品種育成 育成者	品種の保護要件充足 - 対象作物(全ての作物) - 品種の新規性、区別性、均一性、安定性
2. 出願 育成者	出願書類作成(施行規則別紙19号書式) - 品種保護出願書 - 品種の育成過程説明 - 品種の特性表および特性記述 - 品種の写真(種子管理要綱第3条) - 品種の種子試料(種子管理要綱第4条)
3. 方式審査 苦情相談者	出願書および添付書類の具備与不 - 出願番号通知(3日以内処理) - 補正通知
4. 出願公表 審査官	出願内容を一般に公表 - 品種保護公報に掲載 - 情報収斂
5. 書類審査 審査官	品種の新規性 - 品種名称の適正性与不 - 出願添付書類の内容検討
6. 栽培審査方法の決定 審査官	- 自体、現地、委託試験与不決定
7. 栽培試験実施 栽培間および審査官	- 2年以上同一地域で品種特性調査 - 栽培試験結果により品種保護要件 - 充足与不審査(区別性、均一性、安定性)
8. 出願公告決定および拒絶査定 審査官	- 品種保護公報に掲載(60日間) - 一般人および全ての利害関係人は異議申請可能
9. 品種保護査定 審査官	- 拒絶理由がない場合、品種保護決定 - 品種保護権者は、所定の品種保護料納付
10. 品種保護権登録証発給 民願担当者	- 遅滞なく交付

③ 出願案内

◆ 品種保護出願概要

品種保護出願とは、新たに育成された植物新品種に対する商業的独占権である品種保護権を設定するため品種保護出願書を作成して提出することを意味する。出願書が受付されてから書類審査と栽培審査過程を通じ品種保護権登録が決定する。

◆ 品種保護出願書作成

出願書

出願者、育成者、作物および品種に対する情報を記載して出願者または代理人の名義で出願書を作成する。

- ・ 品種保護出願書作成案内

具備書類

出願書と共に提出しなければならない書類として品種の特性表、特性記述書、育成過程説明書、品種写真、種子試料(種子繁殖作物)または手数料納付証明書などの必須書類とその他書類とに区分される。

◆ 品種保護出願書提出

- ・提出方法：郵便、訪問、電子
電子で出願書を作成、提出する時には品種管理苦情申請システムを利用してください。

◆ 品種保護権登録

登録とは品種保護権に関する権利の設定、変更、消滅、その他品種保護権と関連する事項を登録原簿に掲載して記録する一連の行政行為をいう。品種保護決定がされていても登録原簿に掲載して権利設定がされていないと独占排他的な権利は発生しない。

④ 品種保護権の侵害

◆ 保護権侵害

品種保護権者や専用実施権者は自己の権利を侵害するか侵害する恐れのある者に対してその侵害の禁止または予防を請求することができる。請求を行うときには侵害行為を組成した物の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他の侵害予防に必要な行為を請求することができる。

◆ 侵害とみなす行為(植物新品種保護法第84条)

- ・品種保護権者や専用実施権者の許諾なしで他人の保護品種を業として実施する行為
- ・他人に保護品種の品種名称と同一または類似の品種名称を該当保護品種が属する植物の属または種の品種に使用する行為

◆ 侵害罪(植物新品種保護法第131条)

次のどれか一つに該当する者は **7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金** に処する。

- ・品種保護権または専用実施権を侵害した者
- ・品種保護出願者が出願公表日から業としてその出願品種を実施する権利(第38条第1項)を侵害した者

ただし、該当品種保護権の設定登録がされている場合のみ該当する。

- ・嘘やその他の不正な方法で品種保護決定または審決を受けた者

(4) 品種生産輸入販売申告

① 品種生産輸入販売申告

◆ 意義

全ての種子は固有の品種名称と共に種子試料を添付して申告した後、生産/輸入販売を許諾される制度である。(品種保護権設定品種と国家品種目録掲載品種は除外)

◆ 申告要件

出願者は育成者の氏名および住所、品種の名称、品種育成過程などを記載した出願書に当該品種の種子試料および写真を添付して海洋水産部長官に提出する。海洋水産部長官は出願書の出願品種が品種保護対象作物に該当する場合には出願書を受け、出願書受付日が出願日になる。

－ 他人の保護品種を申告することはできない。(申告品種は他人の保護品種でないことである。他人の保護品種を申告した後、生産、販売をすると品種保護権利の侵害に該当し、刑事上の厳しい処罰を受けるようになる。)－ 品種名称(生産・輸入販売しようとする種子は品種名称登録原簿に登録された1つの固有な品種名称を持たなければならない。)

◆ 無申告種子の生産・販売

申告していない品種の種子を生産・輸入販売した場合には1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金刑を受けることになる。

◆ 品種の名称

種子産業法では品種保護を受けるために出願する品種、国家品種目録に掲載するために申請する品種、種子を生産・輸入販売するため申告する品種は、種子産業法による手続きにより品種名称登録原簿に登録された1つの固有な品種名称を持たなければならない。

品種名称の使用

韓国または外国で品種名称が登録されているかまたは品種名称登録出願がされている場合には、その品種名称を使用しなければならない。従って、外国でAという品種名称で登録した次に韓国でBという品種名称で登録することはできない。ただし、その品種名称が公共秩序または善良な習俗(慣習)を乱す懸念があるときには異なる品種名称を使用しなければならない。包装紙などに品種名称と商標名などを一緒に使用することがあるが、この場合、品種名称は易しく判るように表示されなければならない。

品種名称の登録要件

次の各号に1つでも該当する品種名称は、品種名称登録を受けることができない。

- 数字または記号のみで表示した品種名称
- 当該品種または当該品種の収穫物の産地、品質、収穫量、価格、用途、生産時期のみで表示した品種名称
- 当該品種が属する作物の属または種の異なる品種の品種名称と同一または類似で誤認または混同する懸念がある品種名称
- 当該品種が事実と違って異なる品種から派生されていたり異なる品種と関連があるものと誤認または混同する懸念がある品種名称
- 作物の属または種の名称を使用していたり作物の属または種の名称と誤認または混同する懸念がある品種名称
- 公共秩序または善良な習俗(慣習)を乱す懸念がある品種名称
- 著名な他人の氏名、名称またはこれらの略称を含む品種名称。ただ、その他人の承諾を得た場合には該当しない。
- 当該品種の原産地を誤認または混同する懸念がある品種名称
- 品種名称の登録出願日より先に商標法による登録出願中であったり登録された商標と同一または類似と誤認または混同する懸念がある品種名称

② 処理手順

◆ 処理手順

品種生産輸入販売申告処理手順

1. 品種生産/輸入販売申告 育成者	- 品種生産/輸入販売申告書 1 部 - 品種の特性表 - 品種の写真 - 品種の種子試料 - 輸入適応性試験確認書(対象作物に限る) - 申告手数料納付証明書
2. 申告書受付 苦情(民願)室	申告書類検討 - 申告書の記載事項 - 添付資料の添付与不
3. 品種名称審査 審査官	官品種名称登録要件審査(法第107条) - 拒絶事由がある場合、拒絶理由通知
4. 申告必証発給 苦情(民願)室	実申告人にて申告番号を与えて交付 - 申告内容公報に掲載 [申告番号、作物名、品種名、申告人]
5. 品種名称登録出願公告 苦情(民願)室	品種保護公報に公告し一般人の異議申請を受け付け - この申請が正当な場合、新しい品種名称を受け付け
6. 品種名称登録原簿登録 苦情(民願)室	新しい品種名称を品種名称登録原簿に登録 - 品種名称登録事項を申告人に通知

(5) 手数料の納付

① 納付要領および品種保護料

◆ 納付要領

口座に振り込み後、振込み確認書を関連書類に添付すると郵便受付が可能である。

口座に振り込み後、[国立水産科学院水産植物管理センター](#)へ訪問して書類受付可能

農協口座番号：301 - 0181 - 0835 - 11 (預金主：国立水産科学院水産植物品種管理センター)

◆ 品種保護料

品種保護料は品種保護権が設定された以後から存続する期間の間その権利を保障されることに対する代価を国家に支払うことである。

品種保護権設定登録日からの年数	年間品種保護料
第1年から第5年まで	3万ウォン
第6年から第10年まで	7万 5千ウォン
第11年から第15年まで	22万 5千ウォン
第16年から第20年まで	50万ウォン
第21年から第25年まで	1百万ウォン

- 年間品種保護料は品種保護査定の謄本または品種保護登録の審決の謄本を受けた日から1ヶ月以内に納付
- 第2年分から毎年1年分ずつその前年度に納付(ただし、一時納付希望時は希望期間まで一時納付可能)
- 一時納付した後、品種保護料の変更がある場合、変更された品種保護料と適合に納付されたことと認める

◆ 納付期間経過後の品種保護料納付

品種保護品種保護権の設定登録を受けたい者や品種保護権者は納付期間が経過した後も6ヶ月以内には品種保護料を納付することができる。

区分	加算金額
納付期間が経過した日から 1ヶ月以内に納付する場合	品種保護料の100分の20に該当する金額
納付期間が経過した日から 1ヶ月超過3ヶ月以内に納付する場合	品種保護料の100分の30に該当する金額
納付期間が経過した日から 3ヶ月超過6ヶ月以内に納付する場合	品種保護料の100分の50に該当する金額

- 納付期間が経過した後6ヶ月以内に納付する場合には次の金額を加算して納付します。
- 植物新品種保護法第48条第3項により品種保護料を変更する場合には納付しなかった金額の100分の20に該当する金額を加算して納付します。

② 出願/申請/申告/審査手数料

◆ 手数料の金額

区分	対象手数料名	金額
品種保護出願	1. 出願手数料	品種当り 3 万 8 千ウォン
	2. 書類審査料	品種当り 5 万ウォン
	3. 栽培審査料	品種当り 50 万ウォン/1 作期
	4. 優先権主張申請手数料	品種当り 1 万 8 千ウォン
	5. 出願公告手数料	品種当り 3 万 8 千ウォン
品種保護権登録	1. 移転登録(相続)	品種当り 1 万 4 千ウォン
	2. 移転登録(相続外)	品種当り 5 万 3 千ウォン
	3. 専用実施権設定	品種当り 7 万 2 千ウォン
	4. 通常実施権設定	品種当り 4 万 3 千ウォン
	5. 質権設定登録、処分の制限登録	品種当り 7 万ウォン
	6. 上の 3 ないし 5 の移転登録(相続)	品種当り 1 万 1 千ウォン
	7. 上の 3 ないし 5 の移転登録(相続外)	品種当り 3 万 3 千ウォン
	8. 品種保護権、実施権または質権の変更・抹消・回復登録	品種当り 3 千 5 百ウォン
	9. 品種保護権、実施権の処分の制限登録	品種当り 5 万 5 千ウォン
	10. 仮登録	品種当り 1 万ウォン
	11. 信託登録またはその変更・抹消・回復登録	品種当り 1 万 5 千ウォン
国家品種目録掲載申請	1. 申請手数料	品種当り 3 万 8 千ウォン
	2. 書類審査料	品種当り 5 万ウォン
	3. 栽培審査料	品種当り年間 50 万ウォン/1 作期
	4. 掲載有効期間延長申請	品種当り 2 万ウォン
品種生産・輸入販売申告	1. 申告手数料	品種当り 3 万ウォン ※ただ、種で増殖する 1 年生花卉類は 1 件 (25 品種単位で計算) 当り 3 万ウォン
その他	1. 書類の謄・抄本または証明申請	1 回当り 500 ウォン (追加 1 面当り 1 百ウォンずつ 加算) 1 面当り 1 百ウォン
	2. 書類の写本申請	1 面当り 2 百ウォン

※ 国家品種目録掲載申請の栽培審査料は 1 作期当り 50 万ウォンであるが品種保護出願と同時に申請する場合品種当り 10 万ウォン。

(6) 顧客支援

① よくある質問

番号	題目	作成日	作成者	照会数
6	海藻類品種保護業務を担当する機関はどこですか、また新品種出願時、具備すべき書類は何ですか。	2015-04-21	管理者	1425
5	海藻類新品種出願が可能な時期はいつですか。	2015-04-21	管理者	1990
4	品種の生産・輸入販売申告対象は何ですか、申告時必要な書類は何ですか。	2015-04-21	管理者	93
3	国産品種は使用料を負担しなくてもいいですか。	2015-04-21	管理者	564
2	種苗を無断増殖する時、どうなりますか。	2015-04-21	管理者	496
1	2012年から海藻類にも品種保護制度が施行されているが、漁業者と種苗生産業体が有意すべき事項は何ですか。	2015-04-02	管理者	493

② 資料室

番号	題目	作成日	作成者	照会数
25	品種保護公報(第229号)	2017-08-17	管理者	17
24	品種保護公報(第228号)	2017-07-17	管理者	13
23	品種保護公報(第227号)	2017-06-29	管理者	25
22	品種保護公報(第225号)	2017-06-29	管理者	14
21	品種保護公報(第224号)	2017-06-29	管理者	17
20	品種保護公報(第222号)	2017-06-29	管理者	1284
19	品種保護公報(第220号)	2017-06-29	管理者	20
18	品種保護公報(第218号)	2016-09-23	管理者	40
17	品種保護公報(第212号)	2016-03-17	管理者	64
16	品種保護公報(第211号)	2016-02-16	管理者	44

③ お知らせ

番号	題目	作成日	作成者	照会数
39	<規制改革>マリナ船舶検査基準緩和	2017-09-11	管理者	28
38	<規制改革>漁業人合わせ型養殖災害保険対象品目拡大	2017-08-25	管理者	64
37	ノリ3品種(水科院105号、ヘモドル1号、全水1号)品種保護権登録	2017-07-19	管理者	48
36	品種生産・輸入販売申告(ワカメ1品種、コンブ1品種、スジメ1品種)関連申告証明書発給	2017-07-17	管理者	43
35	ノリ3品種(ヘモドル1号、水科院105号、全水1号)品種保護決定	2017-07-17	管理者	71
34	品種生産・輸入販売申告(ノリ32品種)関連申告証明書発給	2017-06-16	管理者	48
33	ノリ3品種(ゴールド1号、水科院109号、水科院110号)品種名称登録原簿登録	2017-05-31	管理者	19
32	ノリ出願品種3品種(ゴールド1号、水科院109号、水科院110号)品種名称登録出願公告	2017-04-17	管理者	16
31	ノリ3品種(ゴールド1号、水科院109号、水科院110号)品種保護出願公表	2017-03-29	管理者	24
30	ノリ3品種(フンチョ1号、フンチョ2号、フンチョ3号)品種名称登録原簿登録	2017-03-28	管理者	26

(7) 現況

① 出願現況

番号	出願番号	出願日	出願者	作物名	品種名	進行状態
30	2017-4	2017-10-19	国立水産科学院	スサビノリ	全水2号	書類審査中
29	2017-3	2017-02-27	国立水産科学院	スサビノリ	水科院110号	栽培審査中
28	2017-2	2017-02-27	国立水産科学院	スサビノリ	水科院109号	栽培審査中
27	2017-1	2017-02-24	国立公州大学校 産学協力団	スサビノリ	ゴールド1号	栽培審査中
26	2016-5	2016-12-01	長興郡守	スサビノリ	フンチョ3号	栽培審査中
25	2016-4	2016-12-01	長興郡守	スサビノリ	フンチョ2号	栽培審査中
24	2016-3	2016-12-01	長興郡守	スサビノリ	フンチョ1号	栽培審査中
23	2016-2	2016-03-02	国立水産科学院	スサビノリ	水科院108号	栽培審査中
22	2016-1	2016-01-20	国立水産科学院	ワカメ	水科院204号	栽培審査中
21	2015-6	2015-03-19	国立水産科学院	オニアマノリ	水科院107号	取下

② 登録現況

番号	出願 番号	出願日	出願者	作物名	品種名	登録日	登録番号
13	2015-4	2015-03-04	国立水産科学院(長) 全南大学校	スサビノリ	全水1号	2017. 07. 18.	品種保護 第13号
12	2015-1	2015-01-19	全羅南道知事	アサクサノ リ	ヘモドル1号	2017. 07. 18.	品種保護 第12号
11	2014-4	2014-10-29	国立水産科学院(長)	スサビノリ	水科院105号	2017. 07. 18.	品種保護 第11号
10	2014-2	2014-05-29	国立水産科学院(長)	ワカメ	水科院202号	2016. 11. 01.	品種保護 第10号
9	2013-2	2013-04-29	国立水産科学院長	ワカメ	水科院201号	2015. 09. 02.	品種保護 第9号
8	2013-1	2013-03-12	国立水産科学院長	スサビノリ	水科院104号	2015. 09. 02.	品種保護 第8号
7	2012-10	2012-09-25	全羅南道海藻類研究 センター長 官場海洋開発有限公司 同社長	コンブ	ジュンカワン1号	2014. 10. 20	品種保護 第5号
6	2012-6	2012-04-25	国立水産科学院長	ワカメ	水科院青海	2014. 09. 22.	品種保護 第4号
5	2012-5	2012-04-25	国立水産科学院長	ワカメ	水科院ビバリ	2014. 09. 22.	品種保護 第3号
4	2012-4	2012-04-25	国立水産科学院長	ワカメ	水科院 ヘオルム	2014. 09. 22.	品種保護 第2号

③ 品種名称登録現況

番号	名所出願番号	出願日	出願者	作物名	品種名
30	08-0001-19	2017-02-27	国立水産科学院	スサビノリ	水科院110号
29	08-0001-18	2017-02-27	国立水産科学院	スサビノリ	水科院109号
28	08-0001-17	2017-02-24	国立公州大学校 産学協力団	スサビノリ	ゴールド1号
27	08-0001-16	2016-12-01	長興郡守	スサビノリ	興草3号
26	08-0001-15	2016-12-01	長興郡守	スサビノリ	興草2号
25	08-0001-14	2016-12-01	長興郡守	スサビノリ	興草1号
24	08-0001-13	2016-03-02	国立水産科学院	スサビノリ	水科院108号
23	08-0002-7	2016-01-20	国立水産科学院	ワカメ	水科院204号
22	08-0007-1	2015-03-19	国立水産科学院	オニアマノリ	水科院107号
21	08-0001-12	2015-03-19	国立水産科学院	スサビノリ	水科院106号

④ 品種生産輸入販売申告現況

番号	出願番号	出願日	出願者	作物名	品種名
159	2018-11	2018-01-10	キム・チョルシク(堂舎胞子)	アサクサノリ	在来品種
158	2018-10	2018-01-10	キム・チョルシク(堂舎胞子)	オニアマノリ	在来品種
157	2018-9	2018-01-10	キム・チョルシク(堂舎胞子)	スサビノリ	一般品種
156	2018-8	2018-01-03	慧敏水産(チェ・チェスン)	アサクサノリ	在来品種
155	2018-7	2018-01-03	慧敏水産(チェ・チェスン)	オニアマノリ	在来品種
154	2018-6	2018-01-03	慧敏水産(チェ・チェスン)	スサビノリ	一般品種
153	2018-5	2018-01-03	慧敏水産(チェ・チェスン)	スサビノリ	在来品種
152	2018-4	2018-01-02	キム・チャンホ(ナラ水産)	アサクサノリ	在来品種
151	2018-3	2018-01-02	キム・チャンホ(ナラ水産)	オニアマノリ	在来品種
150	2018-2	2018-01-02	キム・チャンホ(ナラ水産)	スサビノリ	在来品種

(8) 作物別特性調査要領

特性調査要領とは

◆ 特性調査要領とは

特性調査要領とは、種子産業法施行規則第35条第2項の規定による出願品種の栽培における区別性、均一性および安定性を確認するための特性別調査基準および方法をいう

◆ 特性調査要領の内容

基本的な事項：調査要領の目的および対象範囲、種子の提出量および回数、特性検定方法（栽培作期、場所、試験条件など）、特性別調査基準および方法、品種特性表、品種特性記述書となっている

質的・量的形質、標準品種および対照品種

- 質的形質：表現形態の構成における調査者の任意の判断が許容されない不連続的な発現状態を表す特性(ex. 色、模様など)

- 量的形質：一つの計測単位として計測が可能な特性をいうが、その計測値が一方の数値から連続的な変異を表す特性(ex. 長さ、重さなど)
- 標準品種：一般的な自然環境の下で作物の特性発現における基準となる表現形態を表す品種として出願品種の表現形態を判断することができる基準となる品種
- 対照品種：出願品種と最も類似な品種で出願品種の特性と比較して区別性の判断資料として活用する品種

◆ 作成方法および手順

- 特性調査要領は、UPOV基準、この制度を施行している国家などの基準と国内で作成した基準を作物別に専門家協議を経て確定
- 作物別専門家協議会は、13分科70名で構成

◆ ノリ特性調査要領

◆ ワカメ特性調査要領

◆ コンブ特性調査要領

◆ アッケシソウ特性調査要領

◆ ウシオツメクサ特性調査要領

◆ マツナ特性調査要領

(9) 関連法令

① 水産種子産業育成法

◆ 水産種子産業育成法とは

水産種子産業育成法は、水産種子の研究、保存、生産および流通、水産種子産業の育成および支援などに関する事項を規定、水産種子産業を高付加価値産業に育成し、持続可能な水産産業の発展に資することを目的にした法であり、7章43条で構成されている。

◆ 水産種子産業育成法施行令

◆ 水産種子産業育成法施行規則

② 植物新品種保護法

◆ 植物新品種保護法とは

植物新品種保護法は、植物新品種とその育成者の権利を体系的に保護するため、種子産業法で植物新品種の出願、審査および登録などに関する手続的規定を分離して別途の法律として制定され、5章137条で構成されている。

◆ 植物新品種保護法施行令

◆ 植物新品種保護法施行規則

第 4

韓国に関する植物検疫情報の追補

第4 韓国に関する植物検疫情報の追補

1 植物防疫所

農水省ホームページより (<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ekuni/as/korea/index.html>)

大韓民国植物防疫機関名：

Department of Plant Quarantine, Animal, Plant and Fisheries Quarantine and Inspection Agency

住所（電話）：

178, Anyang-ro, Manan-gu, Anyang city, Gyeonggi-do, Republic of Korea (+82 31 420 7681)

- ・ 식물방역법 [外部リンク]
：植物防疫法（2015年2月3日改正）
- ・ 식물방역법 시행규칙 [外部リンク]
：植物防疫法施行規則（2015年1月6日改正）
- ・ 수입금지식물, 지역, 병해충 [外部링크]
：輸入禁止植物、地域、病虫害一覧（2012年1月19日現在）
- ・ 수입제한조치 [外部링크]
：輸入制限措置（2012年1月19日現在）
- ・ 수출국 검역증 불필요 식물 [外部링크]
：植物検疫証明書の添付を必要としない植物の一覧（2012年1月19日現在）
- ・ 신선과일 및 열매채소의 수입조건 [外部링크]
：生果実や果菜類の輸入条件（2012年1月19日現在）
- ・ 검사제외 가공품예시 [外部링크]
：検査が免除される加工品の例示（2012年1月19日現在）
- ・ 격리재배검사요령 [外部링크]
：隔離栽培実施要領（2011年6月15日改正）
- ・ 재식용 또는 번식용 식물 중 식물검역증명서의첨부 제외 기준 [外部링크]
：栽植用又は繁殖用植物の植物検疫証明書添付除外基準（2012年1月15日施行）〔韓国の植物検疫規則の改正について（PDF：71KB）〕
- ・ 수입식물 검역 문답집 [外部링크]
：輸入植物検疫問答集（2012年4月23日現在）

2 植物防疫所 品目別検疫条件一覧表（貨物）

農水省ホームページより

(<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ekuni/as/korea/kamotsu.html>)

韓国 品目別検疫条件一覧表（貨物）

分類	輸出品目	早見表での表記	主な植物検疫条件
果物	カキ	×	韓国が輸入を一時停止しています。
	キウイフルーツ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	サクランボ	×	韓国が輸入を一時停止しています。
	日本ナシ	×	韓国が輸入を禁止しています。
	西洋ナシ	×	韓国が輸入を禁止しています。
	ビワ	×	韓国が輸入を禁止しています。
	ブドウ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	ウンシュウミカン	×	韓国が輸入を一時停止しています。
	モモ	×	韓国が輸入を禁止しています。
	リンゴ	×	韓国が輸入を禁止しています。
果菜類	イチゴ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	カボチャ	×	韓国に確認中です。
	キュウリ	×	韓国が輸入を禁止しています。
	スイカ	×	韓国が輸入を禁止しています。
	トウガラシ	×	韓国が輸入を禁止しています。
	トマト	×	韓国が輸入を一時停止しています。
	ピーマン	×	韓国が輸入を禁止しています。
	メロン	×	韓国が輸入を一時停止しています。
葉菜類	キャベツ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	ネギ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	ミョウガ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	レタス	Q	日本での輸出検査が必要です。
根菜類	カンショ	×	韓国が輸入を禁止しています。
	ショウガ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	ダイコン	Q	日本での輸出検査が必要です。
	タマネギ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	ナガイモ	Q	日本での輸出検査が必要です。 ただし、北緯30度以南の南西諸島、小笠原諸島、大東諸島で生産されたものは輸出できません。
	ニンジン	Q	日本での輸出検査が必要です。
	ワサビ	Q	日本での輸出検査が必要です。
苗	サクラ	Q	日本での輸出検査が必要です。 ただし、本州で生産、梱包されたものは輸出できません。
	マツ	×	韓国が輸入を禁止しています。
	ラン	Q	日本での輸出検査が必要です。

	ツツジ	Q	日本での輸出検査が必要です。
切り花	バラ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	ユリ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	カーネーション	Q	日本での輸出検査が必要です。
	キク	Q	日本での輸出検査が必要です。
種子	トマト	Q	室内検定および日本での輸出検査が必要です。
	キャベツ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	キュウリ	Q	日本での輸出検査が必要です。
	ニンジン	Q	日本での輸出検査が必要です。
その他	コメ（精米）	Q	日本での輸出検査が必要です。
	コメ（玄米）	Q	日本での輸出検査が必要です。
	緑茶（製茶）	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。

平成28年度農林水産省
「植物品種等海外流出防止緊急対策事業」
韓国における植物品種保護出願マニュアル（追補版）

平成30年 3月31日発行
植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム
事務局：
公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）
〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビル
電 話 （03）3586-8644
FAX （03）3586-8277
